

令和5年第2回農業委員会議事録

令和5年2月27日

下妻市農業委員会

令和5年第2回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和5年2月27日（月） 午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所 本庁舎 大会議室

3. 議 案

第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について

第3号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第4号 農地法第18条第1項の規定による賃貸借の解約の許可申請に対する処分について

第5号 下妻市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

4. 報 告

第1号 制限除外の農地の移動届出について

第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次の通り

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 3番 白井 安男 | 4番 杉田 恒夫 | 5番 飯村 昇 |
| 6番 篠崎 宏之 | 7番 中島喜美夫 | 8番 小島 博幸 |
| 9番 栗島 喜好 | 10番 齋藤 孝夫 | 11番 栗原 三郎 |
| 12番 飯岡 勝美 | 13番 塚田 好克 | 14番 程塚 裕行 |
| 15番 野村 操 | 16番 稲川 広美 | 17番 木村 一巳 |
| 18番 森 慎雄 | 19番 中山 基 | |

欠席委員次の通り

| | |
|----------|---------|
| 1番 京空 克芳 | 2番 柴崎 尚 |
|----------|---------|

出席職員次の通り

局長 塚越 剛 局長補佐 海老澤 尚子 係長 渡辺 広行 主事 綿貫 千秋

(午後1時30分 開会)

議長（会長 中山基君）

ただいまから、令和5年第2回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、17名であります。

欠席の届出は1番 京空克芳君、2番 柴崎尚君であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は9番 栗島喜好君、10番 齋藤孝夫君の両名を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

1ページをお開き願います

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、10件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、前河原地内、登記、田、現況、畑、1,813㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、江地内、畑、458㎡、申請理由は、耕作地に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、大申及び江地内、5筆、田及び畑、合計18,114㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、下妻地内、田、557㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号5号、申請地、古沢地内、畑、862㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2ページ下段から3ページをご覧ください。処理番号6号と7号は関連がございますので、一括して説明させていただきます。

処理番号6号、申請地、半谷地内、2筆、畑、合計1,114㎡、及び処理番号7号、申請地、半谷地内、畑、859㎡につきましては、農地を集約し、耕作しやすくするための相互交換であり、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号8号、申請地、北大宝地内、畑、714㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号9号、申請地、大木地内、畑、966㎡、申請理由は、兄弟間贈与で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

4ページをお開き願います。

処理番号10号、申請地、前河原地内、11筆、田及び畑、合計24,072㎡、申請理由は、耕作地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の1ページから3ページ上段をご確認願います。

| 議案番号 | 1 | 処理番号 | 1 | 担当委員 | 齋藤委員 |
|---------|---|------|---|------|------|
| 現 地 状 況 | 申請地は、砂沼広域公園野球場から西へ約 400m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。 | | | | |
| 現地調査結果 | 2 月 19 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし | | | | |
| 申請人への確認 | 申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。 | | | | |
| 調 査 結 果 | 申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。 | | | | |

| 議案番号 | 1 | 処理番号 | 2 | 担当委員 | 栗島委員 |
|---------|---|------|---|------|------|
| 現 地 状 況 | 申請地は、上妻小学校から北西へ約 1.3km にあり、野菜が作付けされていた。 | | | | |
| 現地調査結果 | 2 月 19 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし | | | | |
| 申請人への確認 | 申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。 | | | | |
| 調 査 結 果 | 申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。 | | | | |

| 議案番号 | 1 | 処理番号 | 3 | 担当委員 | 篠崎委員 |
|---------|--|------|---|------|------|
| 現 地 状 況 | 申請地は、東部中学校から南東へ約 1km 圏内及び上妻小学校から北へ 2.4 km にあり、きれいに耕耘及び管理されており、一部は麦が作付けされていた。 | | | | |
| 現地調査結果 | 2 月 19 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし | | | | |
| 申請人への確認 | 申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。 | | | | |
| 調 査 結 果 | 申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。 | | | | |

| 議案番号 | 1 | 処理番号 | 4 | 担当委員 | 森委員 |
|---------|---|------|---|------|-----|
| 現地状況 | 申請地は、下妻警察署から南東へ約 250m にあり、休耕だが、きれいに管理されていた。 | | | | |
| 現地調査結果 | 2 月 19 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし | | | | |
| 申請人への確認 | 申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。 | | | | |
| 調査結果 | 申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。 | | | | |

| 議案番号 | 1 | 処理番号 | 5 | 担当委員 | 京空委員 |
|---------|--|------|---|------|------|
| 現地状況 | 申請地は、JA 常総ひかりカントリーエレベーターから西へ約 500m にあり、休耕だが、管理されていた。 | | | | |
| 現地調査結果 | 2 月 19 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし | | | | |
| 申請人への確認 | 申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。 | | | | |
| 調査結果 | 申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。 | | | | |

| 議案番号 | 1 | 処理番号 | 6・7 | 担当委員 | 栗島委員 |
|---------|---|------|-----|------|------|
| 現地状況 | 申請地は、JA 常総ひかり下妻梨第 1 選果場から西へ約 700 圏内にあり、一方は麦が作付けされており、一方は野菜の収穫後できれいに管理されていた。 | | | | |
| 現地調査結果 | 2 月 19 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし | | | | |
| 申請人への確認 | 申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。 | | | | |
| 調査結果 | 申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。 | | | | |

| | | | | | |
|---------|--|------|---|------|------|
| 議案番号 | 1 | 処理番号 | 8 | 担当委員 | 白井委員 |
| 現地状況 | 申請地は、大宝保育園から北東へ約 300mにあり、休耕だが、きれいに管理されていた。 | | | | |
| 現地調査結果 | 2月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし | | | | |
| 申請人への確認 | 申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。 | | | | |
| 調査結果 | 申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。 | | | | |

| | | | | | |
|---------|--|------|---|------|------|
| 議案番号 | 1 | 処理番号 | 9 | 担当委員 | 栗島委員 |
| 現地状況 | 申請地は、JA常総ひかり 下妻梨第1選果場から南東へ約 550mにあり、梨畑であった。 | | | | |
| 現地調査結果 | 2月17日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし | | | | |
| 申請人への確認 | 申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。 | | | | |
| 調査結果 | 申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。 | | | | |

| | | | | | |
|---------|--|------|----|------|------|
| 議案番号 | 1 | 処理番号 | 10 | 担当委員 | 齋藤委員 |
| 現地状況 | 申請地は、ピアスパークしもつまから北西へ約 900m圏内にあり、水田は耕作されておらず、雑草が繁茂しており、畑は野菜の収穫後で、きれいに管理されていた。 | | | | |
| 現地調査結果 | 2月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし | | | | |
| 申請人への確認 | 申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。 | | | | |
| 調査結果 | 申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。 | | | | |

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありますか。

(「なし」と発する者あり)

議長 (会長 中山基君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長 (会長 中山基君)

異議なしと認め、左様決しました。

(齋藤委員より挙手あり)

議長 (会長 中山基君)

はい。齋藤委員。

齋藤委員

議案は問題ないのですが、農地法3条の規定による許可申請において、実際あったことを報告して、委員の共通認識にさせていただければありがたいと思います。今月の私の担当地区の案件に農地法3条の申請がありました。現地確認、本人確認をしましたが、本人確認の際に、申請書の内容を確認したわけですが、対価等の金額が実際と大幅に違っていたので、心配して事務局にも相談しました。事務局が代理人に確認したところ、事実と違っておりました。この譲渡人は高齢者の一人暮らしなので、このようなことは不安材料になってしまうため、3条申請の際は、対価の額を正しい額で書いていただければ、本人確認時に有効ではないかなと思います。そうしないと、悪質な場合、騙されて売買されるというような懸念もありますので、事務局の考えを教えてくださいと思います。

議長 (会長 中山基君)

はい。事務局お答え願います。

事務局 (渡辺広行君)

はい、齋藤委員のご意見に対しまして回答いたします。今回、齋藤委員に担当していただいた案件で、24,000㎡ほどの農地の取引がありまして、3条申請書の10aあたりの取引価格欄に数万円と低い金額が示されていました。事務局としましては、特に売買契約書を付けてもらうわけではなく、個人間の売買なので、安いとか高いとか、今まではそこまでの確認はしておりませんでした。今回、このように実際と記載内容が違っており、確認したところ、行政書士が間違っ書いてしまったということがありました。最近では、高齢者を対象にした詐欺行為なども多くなっていますので、事務局としましても、受付の段階で適正価格からかけ離れた金額であった場合には、代理人及び申請人によく確認をしまして、トラブルの無いように今後進めていきたいと思っております。担当委員による本人確認の際も、気になる事案がありましたら、事務局までご連絡をいただければと思います。よろしくお願いたします。

議長（会長 中山基君）

齋藤委員のように、委員の皆さんは遠慮なく、書類関係に何か不安を感じた場合や気付きがあった場合は、事務局にすぐに連絡して確認していただくよう、よろしく願いいたします。また、事務局におきましても、申請の相手方にきちんと指導していただくようお願いいたします。

続いて、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

5ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、今回4件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、下妻地内、田、151㎡、申請理由は、一部碎石を敷き、無断転用していた申請地に、田畑転換に伴う建設発生土による盛土を行うため、始末書添付の上、一時転用したく申請するものでございます。

参考資料の3ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、五箇地内、畑、1,249㎡、申請理由は、耕作地に隣接する申請地に農業用施設を設けるものでございます。

参考資料の5ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、高道祖地内、畑、1,816㎡、申請理由は、高低差解消のため、建設残土による盛土を行い、一時転用するものでございます。

6ページ並びに、参考資料の7ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、江地内、畑、2,687㎡の内654.69㎡、申請理由は、長屋住宅の建築でございます。

農地区分及び許可方針につきましては、綿貫主事から説明いたさせます。

事務局（綿貫千秋君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は5ページ、参考資料は、1ページ、2ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域内にある農地であるため、第3種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、一時転用であり、転用期間終了後は農地として管理されることが確実な計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、盛土条例に基づく許可が申請済みとなっております。

参考資料は、3ページ、4ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、農業用施設用地であることから不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、5ページ、6ページをお開き願います。

処理番号3号、立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内農地であるため、許可方針は原則不許可ですが、高低差解消に伴う盛土であり、一時的な利用でその必要があることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、一時転用であり、転用期間終了後は農地として作付されることが確実な計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、盛土条例に基づく許可が申請済みとなっております。

議案書は6ページ、参考資料は、7ページ、8ページをお開き願います。

処理番号4号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が申請済となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の3ページから4ページをご確認願います。

| 議案番号 | 2 | 処理番号 | 1 | 担当委員 | 稲川委員 |
|---------|---|------|---|------|------|
| 現 地 状 況 | 申請地は、下妻郵便局から南へ約 100m にあり、一部雑草が繁茂し、一部は碎石敷きで、その内容は始末書で確認した。 | | | | |
| 現地調査結果 | 2月21日、地区委員 2名、事務局職員 堤主事と現地調査 | | | | |
| 申請人への確認 | 申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。 | | | | |
| 調 査 結 果 | 申請書の確認及び現地調査の結果、建設残土による盛土のため一時転用することについて問題なしと判断。 | | | | |

| 議案番号 | 2 | 処理番号 | 2 | 担当委員 | 中島委員 |
|---------|---|------|---|------|------|
| 現 地 状 況 | 申請地は、筑波サーキットから南東へ約 1.5 km にあり、休耕だが、きれいに管理されていた。 | | | | |
| 現地調査結果 | 2月21日、地区委員 2名、事務局職員 綿貫主事と現地調査 | | | | |
| 申請人への確認 | 申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。 | | | | |
| 調 査 結 果 | 申請書の確認及び現地調査の結果、農業用施設へ転用することについて問題なしと判断。 | | | | |

| | | | | | |
|---------|--|------|---|------|------|
| 議案番号 | 2 | 処理番号 | 3 | 担当委員 | 飯村委員 |
| 現地状況 | 申請地は、高道祖小学校から南東へ約 500m にあり、耕作されておらず、雑草が枯れていた。 | | | | |
| 現地調査結果 | 2月21日、地区委員 2名、事務局職員 渡辺係長と現地調査 | | | | |
| 申請人への確認 | 申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。 | | | | |
| 調査結果 | 申請書の確認及び現地調査の結果、建設残土による盛土のため一時転用することについて問題なしと判断。 | | | | |

| | | | | | |
|---------|---|------|---|------|------|
| 議案番号 | 2 | 処理番号 | 4 | 担当委員 | 栗島委員 |
| 現地状況 | 申請地は、上妻小学校から北東へ約 2.2 km にあり、野菜収穫後、耕耘され、きれいに管理されていた。 | | | | |
| 現地調査結果 | 2月21日、地区委員 2名、事務局職員 堤主事と現地調査 | | | | |
| 申請人への確認 | 申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。 | | | | |
| 調査結果 | 申請書の確認及び現地調査の結果、長屋住宅へ転用することについて問題なしと判断。 | | | | |

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありませんか。

はい、塚田委員。

塚田委員

処理番号4番の件ですが、この長屋住宅と転用する面積ですね、654.69㎡。これは、アパートとは違うのでしょうか。一般住宅ですと500㎡以内が基準だと思いますが、長屋住宅というのは、初めて聞くので、アパートとどのような違いがあるのか教えてください。

議長（会長 中山基君）

はい、事務局お願いします。

事務局（渡辺広行君）

はい、塚田委員のご質疑にお答えいたします。長屋住宅とは、今まで表記していなかったかと思えます。こちらは、アパートでございます。そのため、500㎡の上限はございませんので、654.69

m²でも適正であるというところがございます。申請書の内容が長屋住宅だったので、そのまま表記したわけですが、表記の統一についても考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

はい、他に発言はございませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

7ページ並びに、参考資料の9ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、5件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、鎌庭地内、畑、545m²、申請理由は、既存事業所敷地が手狭であるため、隣接する宅地を社宅兼事務所として取得し、申請地に資材置場を設けるものでございます。

参考資料の11ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、下妻地内、田、244m²、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

参考資料の13ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、若柳地内、畑、536m²、申請理由は、自己住宅の敷地拡張でございます。

参考資料の15ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、北大宝地内、畑、334m²、申請理由は、既存駐車場が手狭であるため、隣接する申請地に駐車場を設けるものでございます。

8ページ並びに、参考資料の17ページをお開き願います。

処理番号5号、申請地、半谷地内、田及び畑、合計17,912m²、申請理由は、事業拡大に伴い倉庫が不足するため、利便性が良好な申請地に倉庫及び駐車場を設けるものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、綿貫主事から説明いたさせます。

事務局（綿貫千秋君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は7ページ、参考資料は、9ページ、10ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域内にある農地であるため、第3種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、11ページ、12ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、13ページ、14ページをお開き願います。

処理番号3号、立地基準の農地区分につきましては、鉄道の駅から500m以内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。なお、今申請は、既存敷地と併せて1,086.88㎡であり、2世帯分の自己住宅基準面積の1,000㎡を越えておりますが、分筆しても過小残地として利用しにくい農地が残ることから、申請面積536㎡となっておりますことを申し添えます。

参考資料は、15ページ、16ページをお開き願います。

処理番号4号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

議案書は8ページ、参考資料は、17ページ、18ページをお開き願います。

処理番号5号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、県道の沿道区域での流通業務施設用地であることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、道路及び開発に係る諸手続きが、農業委員会に置いて許可相当と判断後に申請するという事で、下妻市と申し合わせております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、書面の4ページ下段から5ページをご確認願います。

| | | | | | |
|---------|---|------|---|------|------|
| 議案番号 | 3 | 処理番号 | 1 | 担当委員 | 柴崎委員 |
| 現地状況 | 申請地は、下妻市役所千代川庁舎から北へ約 250m にあり、休耕だが、きれいに管理されていた。 | | | | |
| 現地調査結果 | 2月21日、地区委員 2名、事務局職員 綿貫主事と現地調査 | | | | |
| 申請人への確認 | 申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。 | | | | |
| 調査結果 | 申請書の確認及び現地調査の結果、資材置場へ転用することについて問題なしと判断。 | | | | |

| | | | | | |
|---------|---|------|---|------|-----|
| 議案番号 | 3 | 処理番号 | 2 | 担当委員 | 森委員 |
| 現地状況 | 申請地は、下妻警察署から南東へ約 250m にあり、休耕だが、きれいに管理されていた。 | | | | |
| 現地調査結果 | 2月21日、地区委員 2名、事務局職員 堤主事と現地調査 | | | | |
| 申請人への確認 | 申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。 | | | | |
| 調査結果 | 申請書の確認及び現地調査の結果、自己住宅へ転用することについて問題なしと判断。 | | | | |

| | | | | | |
|---------|--|------|---|------|------|
| 議案番号 | 3 | 処理番号 | 3 | 担当委員 | 程塚委員 |
| 現地状況 | 申請地は、騰波ノ江駅から北東へ約 450m にあり、一部野菜が作付けされており、きれいに管理されていた。 | | | | |
| 現地調査結果 | 2月21日、地区委員 2名、事務局職員 綿貫主事と現地調査 | | | | |
| 申請人への確認 | 申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。 | | | | |
| 調査結果 | 申請書の確認及び現地調査の結果、自己住宅の敷地拡張のため転用することについて問題なしと判断。 | | | | |

| | | | | | |
|---------|--|------|---|------|------|
| 議案番号 | 3 | 処理番号 | 4 | 担当委員 | 白井委員 |
| 現 地 状 況 | 申請地は、霞ヶ浦農業用水管理センターから北へ約 450m にあり、休耕だが、きれいに管理されていた。 | | | | |
| 現地調査結果 | 2月21日、地区委員 3名、事務局職員 堤主事と現地調査 | | | | |
| 申請人への確認 | 申請人に自宅及び会社訪問し、申請事由のとおりであることを確認。 | | | | |
| 調 査 結 果 | 申請書の確認及び現地調査の結果、駐車場へ転用することについて問題なしと判断。 | | | | |

| | | | | | |
|---------|--|------|---|------|------|
| 議案番号 | 3 | 処理番号 | 5 | 担当委員 | 栗島委員 |
| 現 地 状 況 | 申請地は、上妻小学校から南東へ約 850m にあり、きれいに管理されていた。 | | | | |
| 現地調査結果 | 2月21日、地区委員 2名、事務局職員 堤主事と現地調査 | | | | |
| 申請人への確認 | 申請人に現地立会い、電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。 | | | | |
| 調 査 結 果 | 申請書の確認及び現地調査の結果、倉庫及び駐車場へ転用することについて問題なしと判断。 | | | | |

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第4号、農地法第18条第1項の規定による賃貸借の解約の許可申請に対する処分について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

9ページをご覧ください。

議案第4号、農地法第18条第1項の規定による賃貸借の解約の許可申請に対する処分につきましては、今回、1件の申請であります。農地法第18条第1項の規定による許可申請は、農地に関する賃貸借契約について、当事者間の合意によらない、一方から解約する旨の通知をすることについての許可申請であります。ご説明を申し上げます。

処理番号1号、加養地内、畑、2,747㎡、申請理由は賃貸人が解約を申し出たものの、賃借人が死亡しており、全ての相続権者から解約の同意を得ることが困難であることから、申請するものでございます。農地法第18条第2項第6号の「その他正当の事由がある場合」に該当する申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の6ページをご確認願います。

| 議案番号 | 4 | 処理番号 | 1 | 担当委員 | 木村委員 |
|---------|--|------|---|------|------|
| 現 地 状 況 | 申請地は、下妻第二高等学校第2運動場から南に隣接しており、ネギが作付けされていた。 | | | | |
| 現地調査結果 | 2月17日、現地調査をした結果、許可要件に問題なし | | | | |
| 申請人への確認 | 申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。 | | | | |
| 調 査 結 果 | 耕作者の変更のため、賃借権を解除するものであり、申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。 | | | | |

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第5号、下妻市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

議案第5号の別紙をご覧ください。

議案第5号、下妻市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議につきましては、公的機関である農業委員会が、その職務執行にあたり、法令遵守する姿勢を、明文化し、取り組んでいくために、申し合わせ決議を行うものでございます。

内容につきましては、海老澤補佐から説明いたさせます。

事務局（海老澤尚子君）

それでは、議案第5号、「下妻市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」、ご説明をさせていただきます。

こちらは、各委員が法令を遵守し、公正・公平な職務遂行による農地制度の適正執行に努められるよう、農業委員会組織として改めて綱紀粛正の徹底を図っていく目的で決議するものであります。また、全国農業会議所からも年に1回以上実施するよう要請がなされているところでございます。

それでは、参考資料に綴ってあります、「議案第5号 下妻市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の1枚目をめくっていただき、2枚目をお開きください。こちらが、下妻市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）でございます。上段において、農業委員及び農地利用最適化推進委員の責務について記載し、下段については、申し合わせの内容が記載されております。

それでは、決議（案）について、読み上げさせていただきます。

下妻市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上が決議（案）となります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり決議することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。2枚目の（案）を削除願います。

続いて、報告第1号、制限除外の農地の移動届出について報告願います。局長。

事務局長（塚越剛君）

10ページをお開き願います。

報告第1号、制限除外の農地の移動届出につきましては、今回1件の届出であります。ご報告申し上げます。

届出番号1号、届出地、別府地内、畑、2,967㎡の内60㎡、届出理由は、農業用倉庫の建築で、去る1月17日、届出があり、内容を審査した結果、適法でありますので、届出を受理したことをご報告申し上げます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいいたします。

続いて、報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、報告願います。局長。

事務局長（塚越 剛君）

11ページをご覧願います。

報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出につきましては、今回3件の届出でございます。ご説明申し上げます。

届出番号1号、届出地、大園木地内、9筆、田及び畑、合計17,325㎡、公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る2月7日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

届出番号2号、届出地、大園木地内、田、945㎡、

届出番号3号、届出地、皆葉地内、畑、5,645㎡

届出番号2号及び3号の内容につきましては、同様の目的で、去る2月7日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

続いて、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願ひます。局長。

事務局長（塚越剛君）

12ページをお開き願ひます。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載の通り、12ページから17ページまで、28件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

慎重なるご審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和5年第2回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

（午後14時13分 閉会）

議長

署名委員

署名委員
